「年金」の基本を知っておきましょう

毎月の給与等支払明細書を見ていただくと、「厚生年金(共済)の保険料」「退職等年金分掛金」が 控除されますが、公立学校共済組合の「年金」についてご存知ですか?

この機会に「ご自身にかかわる公的年金」の基本を押さえておきましょう。

※短期組合員の方は当共済組合の長期給付事業が適用外となりました。



ひと口に「年金」と言っても・・・

皆さんは 2つの公的年金制度 $+\alpha$ に加入しています!

- 1 全国民に共通する基礎的な年金制度 [国民年金制度] (基礎年金)
- 2 被用者(給与をもらい働く人)に共通する「被用者年金制度」(厚生年金)
- +α 公務員の退職給付の一部として設けられている制度 「年金払い退職給付」

→ それぞれ、受給要件や算定方法が異なる別の制度です。

公務員共済組合員の年金制度

الله الله الله الله الله الله الله الله	
A STATE OF THE STA	

3階	H27.10月~ 年金払い退職給付
2階 被用者年金制度	厚生年金
1階 国民年金制度	基礎年金

上の図は、皆さんのような地方公務員、国家公務員等の制度内容です。 なお、複数の公務員期間がある場合は通算され、最終の共済組合が管理します。 わたしたちのねんきんって、 3階建てなんだね!

基礎年金

全国民に共通する国民年金制度で、1階部分と呼ばれます。

「国民皆年金制度」が導入された昭和61年4月1日以降は、20歳から60歳までの全国民 に、国民年金への加入が義務付けられています。

厚生年金

被用者(給与をもらい働く人)に共通する年金制度で、2階部分と呼ばれます。 個人の加入期間とその時々の給与に応じた報酬比例の年金が支給されます。

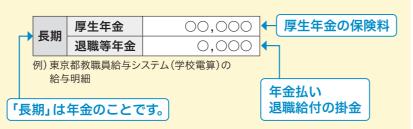
年金払い 退職給付 (退職等年金給付) 被用者年金制度一元化(平成27年10月1日施行)を機に公務員の新たな退職給付の一部 として創設された制度で、新3階部分と呼ばれます。

将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ掛金と負担金で積み立てる「積立方式」です。

(注) 平成27年9月30日までに公務員期間のある方は、共済年金の職域年金相当部分が「経過的職域加算額」として、厚生年 金と合わせて支給されます。

参考 給料等支給明細書を見てみましょう!

公的年金の保険料(掛金)は、 ご自身の標準報酬月額によって 決定され、毎月の給与から控除 されます。なお、「厚生年金の保 険料」の中には国民年金の保険 料分も含まれています。











年金って老後のことだけじゃない・・・

年金は、老齢・障害・遺族の3つの種類があります。

1 国民年金、2 厚生年金にそれぞれの制度ごとに3つの種類があり、 受給要件も異なります。詳細は「福利厚生ハンドブック」を確認しましょう!

老齢厚生年金

一定の組合員期間があり、支給開始年齢に達したときにすべての方に支給さ れる年金です。

障害厚生年金

組合員期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害状態となった場合 に支給される年金です。平成27年9月までは、在職中の場合支給停止でした が、被用者年金一元化以降は、在職中でも支給されるようになりました。

遺族厚生年金

組合員または組合員であった方が死亡したときに、遺族に支給される年金です。

~ご自宅に届く年金情報について~

老齢年金の受給権発生は原則65歳…。まだまだ先かと思いますが、 将来のライフプランに、年金は欠かせません。

これからは、年金に関する情報には目をとおしましょう!





毎年誕生月に、圧着はがき、または封筒がご自宅宛てに届きます。年金 加入期間や年金の見込額などが記載されています。 ※P28~29で、詳しくご説明します。

給付算定基礎額残高通知書

毎年7月末に、圧着はがきがご自宅宛てに届きます。平成27年10月に 創設された公務員の新たな退職給付である「年金払い退職給付」に関し て、前年度までに積み立てた給付算定基礎額等の個人別の情報が掲載 されています。



公立学校共済組合給付貸付課年金担当では、今後発行される広報誌 「かがやき」で、年金制度や身近にある年金の分かりづらいことなどで、 ぜひ知っておいてほしい情報を「ねんきん豆知識」として掲載いたします。

年金制度の基礎知識については、 こちらをご覧ください。



公立学校共済組合 ホームページ

給付貸付課年金担当

603-5320-6828

